16. 一株当たり情報に関する注記	9．一株当たり情報に関する注記 一　一株当たりの純資産額 二　一株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額
17. 重要な後発事象に関する注記	10. 重要な後発事象に関する注記 会社の事業年度の末日後、会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。
18. 連結配当規制適用会社に関する注記	11. 連結配当規制適用会社に関する注記 当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。
19. 収益認識に関する注記 20. その他の注記	12. その他の注記 1から13までに掲げるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。
備考 1　会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）にあつては1、5、7、8及び10から18までに掲げる項目を、会計監査人設置会社以外の公開会社にあつては1、5、14及び18に掲げる項目を、会計監査人設置会社であつて、会社法第444条第3項に規定するもの以外の株式会社にあつては14に掲げる項目を記載することを要しない。 2　会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第99条から第116条までに定める規定に従い記載すること。	

（高速道路事業等会計規則の一部改正）

第二条　高速道路事業等会計規則（平成十七年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をそれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（貯蔵品等の評価） **第十九条**　原材料勘定又は貯蔵品勘定に整理される物品（以下「貯蔵品等」という。）の貸借対照表価額は、当該物品の取得原価とする。ただし、損傷、陳腐化その他の理由により貯蔵品等の価額が低減したときは、適正な価額によるものとする。	（貯蔵品等の評価） **第十九条**　原材料勘定又は貯蔵品勘定に整理される物品（以下「貯蔵品等」という。）の貸借対照表価額は、当該物品の取得原価とする。ただし、損傷、陳腐化その他の理由により貯蔵品等の価額が著しく低減したときは、適正な価額によるものとする。
（貯蔵品等の受払い） **第二十一条**　（略） 2　貯蔵品等の払出価額は、先入先出法、移動平均法、総平均法又は個別法によって算出した払出単価によって算定しなければならない。	（貯蔵品等の受払い） **第二十一条**　（略） 2　貯蔵品等の払出価額は、先入先出法、後入先出法、移動平均法、総平均法又は個別法によって算出した払出単価によって算定しなければならない。

別表第一（第6条関係）

勘　定　科　目　表

資　　産

Ⅰ　流動資産

款	項	目	摘　要
（略）			（略）
繰延税金資産			流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産及び特定の